

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機  
（331））

2. 日時：令和2年6月5日15時30分～17時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、照井安全審査官、中村原子力規制専門職※

技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

小城技術研究調査官、西村技術研究調査官※

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他15名※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、重大事故等対策の有効性評価に関して、格納容器フィルタベント系、残留熱代替除去系、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のコメント回答について、4月14日及び5月14日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【格納容器フィルタベント系について】

- 可搬型窒素供給装置の接続口の追加について、使用する接続口の優先順位を含め、系統図等を用いて具体的に説明すること。
- 燃料補給作業による可搬型窒素供給装置の停止時間について、その妥当性を整理して説明すること。
- 「図107-3 D/Wベント時の格納容器フィルタベント系配管の水素濃度（ベント停止時後の窒素パージ中断時）」について、何を意図した図であるかを明確にして説明すること。

### 【残留熱代替除去系について】

- 自主対策である可搬型格納容器除熱系による格納容器除熱について、ドライウェル・スプレーやサプレッション・チェンバ・スプレーが可能なかを説明すること。

【水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備について】

- トーラス室の水素濃度計の設置に関し、逃がし安全弁の動作を考慮してもトーラス室の雰囲気全体を混合する自然循環流の発生を阻害することはないのか整理して説明すること。
- 格納容器から漏れいする粒子状放射性物質による触媒性能への影響について、粒子状物質の粒子径を示して定量的に説明すること。
- 「図 12-1 各フロアの水素濃度の時間変化」について、長期評価においても PAR の起動水素濃度に漸近しない理由を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし